

保育人材確保推進事業業務に係る企画提案募集要領

この要領は、保育人材確保推進事業業務を委託するにあたり、その手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の趣旨

指定保育士養成施設卒業者の保育職を選ばなかった最大の理由が保育実習でのつまづきであることを踏まえ、養成施設及び保育施設に調査を実施し、実習時のつまづき（リアリティショック（教育内容と実践の場でのギャップ）等）の要因を把握するとともに、保育士が定着している保育施設の好事例を収集し、調査結果を踏まえて、リアリティショックの解消や実習時のサポートの充実、若手保育士の定着支援等を目的としたセミナーを開催し、新規就労者の増加及び若手保育士の離職防止を図るため、企画・運営・広報その他関連業務を一体的に委託し、円滑な開催を図ることを目的とする。

2 業務の内容

別添「令和7年度保育人材確保推進事業業務仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約の日から令和8年3月25日（水）までとする。

4 委託金額

委託金額は、9,990,200円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額の100分の10の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3の規定に該当する場合は契約保証金の全部を免除する。

5 契約の方法

事業実施提案を募集し、県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適切な企画案を選定し、その提案者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点のものと協議を行う。

手順は次のとおり。

- ① 県（子育て支援課）が事業企画提案書を公募する。
- ② 県が設置する選考委員会において、提案者がプレゼンテーションを行い、本事業の実施に最も適切な企画案を選定する。
- ③ 上記の最優秀企画提案者と企画提案内容について協議を行う。なお、必要に応じ県から内容の補正を求めることがあるため、これに応じること。

6 事業の実施体制

委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

7 応募者の資格、条件

以下のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛知県における物品の製造等に係る令和 6・7 年度愛知県競争入札参加資格者名簿「(大分類) 03. 役務の提供等」のうち、「(中分類) 07. 調査委託」の「(小分類) 14. 福祉関係調査」又は「(中分類) 16. その他の業務委託等」の「(小分類) 03. 研修」に登録されていること。
- (3) 企画提案書提出期限の時点において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。

8 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 募集要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）から 9 月 22 日（月）まで

（閉庁日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで（午後 0 時から午後 1 時を除く。））

イ 配布場所及び受付場所

愛知県福祉局子育て支援課施設認可・保育人材確保グループ

郵便番号：460-8501（住所記載不要）

住所：名古屋市中区三の丸 3-1-2（愛知県庁西庁舎 3 階）

電話番号：052-954-6248（ダイヤルイン）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、愛知県のホームページからダウンロード可能とする。

エ 受付期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）から 9 月 22 日（月）まで

（閉庁日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで（午後 0 時から午後 1 時を除く。））

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、令和 7 年 9 月 22 日（月）までに必着とする。）

(2) 提出書類

- ア 保育人材確保推進事業業務企画提案応募書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）
- エ 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- オ 定款又は寄付行為

<提出部数>

6部（正本1部、副本5部）

※ただし、イを除く書類は正本1部のみの提出でよい。

(3) 事業企画提案書の返却

提出のあった事業企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、事業企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 情報公開について

提出のあった事業企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 選定された事業企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。

イ 選定されなかった事業企画提案書については、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応を判断する。

(5) その他

ア 1団体が提出できる事業企画提案は、1提案とする。

イ 事業企画提案書の作成・提出に要する経費については、各提案者の負担とする。

ウ 副本の表紙、背表紙及び各ページには、社名・ロゴ等の掲載は不可とする。

エ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

オ 選定された事業企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

9 企画書等の作成に伴う質問と回答

企画書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

(1) 質問

質問は「質問書（様式4）」によるものとする。

ア 受付期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月12日（金）午後5時まで

イ 提出方法

提出は電子メール（アドレス：kosodate@pref.aichi.lg.jp）にて行うこととする。その際の件名は「保育人材確保推進事業業務の質問書（事業者名）」とする。

(2) 回答

回答は、令和7年9月17日（水）を目途に愛知県ホームページに掲載する。

(3) その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

10 提案の審査方法及び基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、県が設置する選考委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

ア 日時（予定）

令和7年9月中を予定

イ 会場（予定）

県庁又は周辺庁舎内会議室

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査の基準

次の審査基準を基に審査を行うものとする。

【審査項目・内容】

審査項目		審査内容
事業の理解	事業の理解、現状・課題認識	○ 事業の趣旨・内容を十分理解しているか。 ○ 保育人材確保の問題・課題に対する認識が理解されているか。
	事業を実施する上での優位性・企業特色	○ 類似事業の実績が豊富で、ノウハウを有しているか。
事業内容の的確性	共通	○ 事業を効率的かつ的確に実施するための提案がされているか。 ○ 事業全体を通して保育人材の確保に繋がる内容となっているか。
	調査	○ セミナーに活用できるような効果的な調査票を作成する能力があるか。 ・保育に関する知見を有し、県、県関係団体、保育士養成施設及び保育施設それぞれの意見を汲み取る能力があるか。 ・保育士が定着している保育施設の好事例の収集等を適切に行うことが可能となっているか。 ○ 調査の回答をセミナーに活用できるよう効果的に集計・分析する能力があるか。

	セミナー	☐ 講師の質は確保されているか。選考方法は適当であるか。 ☐ セミナーの内容は仕様書に沿った内容となっているか。 ・グループワークを取り入れるなど、参加者が主体的に学べるような工夫がされているか。 ・保育実習のつまづきの要因について保育士養成施設及び保育施設が認識し、解消を目指すことができるような工夫がされているか。
	広報	☐ 多くの方に参加してもらえそうな効果的な広報となっているか。
事業実施能力	事業実施能力	☐ 必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。 ☐ 県への報告、連絡調整など柔軟な運営が可能となっているか。 ☐ 委託事業経費について、経費項目や金額は妥当なものとなっているか。
社会的価値の実現に資する取組		☐ 環境に配慮した事業活動 ☐ 障害者等への就業支援 ☐ 男女共同参画社会の形成 ☐ 仕事と生活の調和

(3) 予備審査

企画提案書の応募件数が4件以上の場合は、選考委員会の審査に先立ち、提出された企画提案書について、以下により選考委員会事務局職員による予備審査会を行う。

なお、予備審査会は非公開とし、予備審査会の構成員氏名等は公表しない。

ア 予備審査は企画提案書及び添付資料についての書面審査を行う。

イ 審査基準については審査会に準じて行う。

ウ 応募のあった企画提案書について順位を付け、上位3件を審査会へ付議する。

エ 予備審査会の審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査会の審査結果は、全ての企画提案者に対し電子メール等で通知する。

(4) 選考結果通知

選考結果は、プレゼンテーション審査を受けた企画提案者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 委託料の支払等

後払いとする。

12 事業実施日程

事業実施日程は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 令和7年9月8日(月)から9月22日(月) | 公募要領配布期間 |
| (2) 令和7年9月8日(月)から9月12日(金) | 質問書提出受付期間 |
| (3) 令和7年9月17日(水)予定 | 質問書に対する回答の掲載 |
| (4) 令和7年9月8日(月)から9月22日(金) | 応募書類提出受付期間 |
| (5) 令和7年9月中予定 | 選考委員会の開催 |
| (6) 令和7年10月上旬予定 | 委託契約締結、事業開始 |
| (7) 令和8年3月25日(水)まで | 事業実施報告書の作成・提出 |

13 その他

下記の点に留意すること。

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (4) 企画提案及び契約の手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

担当部局

愛知県福祉局子育て支援課施設認可・保育人材確保グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県庁西庁舎3階）

電話番号 052-954-6248（ダイヤルイン） / FAX 052-971-5890

電子メール kosodate@pref.aichi.lg.jp